

豊橋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

豊橋市は東三河流域の森林から大きな恵みを受けている。その森林の多くは伐期を迎えた人工林で、木材価格の低迷や出材経費の高騰などから放置される状況となっている。木材の利用を促進することは、間伐等の促進や林業、木材産業の活性化につながり、ひいては森林の公益的機能を高めることになる。この方針は、豊橋市内の公共建築物等の整備における積極的な木材利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)」第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する愛知県の基本方針(平成23年6月17日公表)に即して、必要な事項を定める。

第2 目的

市内の公共建築物等への木材利用を促進することにより、木のもたらすやすらぎと温もりのある快適な生活空間を市民に提供するとともに、東三河流域の林業、木材産業の振興を推進し、健全な森づくりの実現に資することを目的とする。

第3 基本的事項

1 木材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物は、市内に整備される法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

2 市の責務

市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。

第4 木材の利用の目標

1 公共建築物の木造化

公共建築物を整備する場合は、建築基準法その他法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物(高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下)について、木造化することが困難あるいはなじまない場合を除き、原則として木造化とする。

2 公共建築物の木質化

公共建築物を整備する場合は、木造・非木造にかかわらず、直接市民が利用する機会が多い部分を重点に、木質化が適切と判断される場合、内装等の木質化を推進する。

3 使用する木材の産地

木造化・木質化に際して使用する木材は、原則国産材とする。特に東三河流域の山林から素材生産された木材等が利用できる場合は、優先的に利用する。

4 公共建築物以外への木材利用

公共土木工事における工作物及び工事用資材、施設における机、椅子等の備品及び室名プレート等の消耗品、木質バイオマス活用など建築物以外への木材の積極的な利用に努める。

第5 木材の利用の促進に必要な事項

1 木材の利用に関する事項

公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

(1)設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

(2)備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

(3)暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努め、またその際には、燃料の調達に要するコストのほか、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮すること。

(4)法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、木造化・木質化が進められるように働きかけること。

2 木材供給に関する事項

市は、林業・木材産業等の関係団体と相互に連携し、木材の利用・供給に関する情報の共有化や木材加工に関する支援など、公共建築物での木材利用の促進及び、その整備に必要な木材の安定的な供給体制が確保されるよう努める。

適用

この方針は、平成25年2月1日から適用する。